

年金の支給額の誤りについて

この度、当連合会が、一部の年金受給者の方の年金情報を不完全な状態で日本年金機構に提供したことにより、日本年金機構がその方に対して支給する遺族厚生年金の支給額が誤っていることが判明しました。

対象となる年金受給者の方には、ご迷惑をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。

1 概要

65歳以上の受給者の方が老齢厚生年金（退職共済年金）と遺族厚生年金の受給権を有するときは、遺族厚生年金は、老齢厚生年金（退職共済年金）の額に相当する部分の支給が停止されます。

この度、停止対象者の一部の方について、停止額の計算に必要な情報を当連合会が正しく作成しなかったため、日本年金機構が支給する遺族厚生年金の停止額の計算が正しく行われず、遺族厚生年金の支給額が誤っている事象（過払い）が判明しました。

2 原因

地方公務員共済組合における繰上げ支給の退職共済年金の受給権者の方について、その方が日本年金機構から受給する遺族厚生年金の停止額の計算に必要な情報を、当連合会が日本年金機構へ正しく提供していなかったことが原因です。

3 影響

	影響額（人数）	1人当たり平均影響額
過払い	149万9千円（7人）	約214,143円

1人当たり影響額 過払い 1千円～100万2千円

4 対応

(1) 対象者の方には、当連合会から事情を説明したお詫び文を発送いたします。

(2) 誤りのあった情報システムについては既に修正を終えております。

(3) 当連合会では、今回の事象を分析して、再発防止策として確認作業等をさらに徹底していくこととします。

なお、今回の検証の過程で、追加で判明した事案（約12件）があり、検証を進めております。件数及び影響額について精査を行っているところですが、本件についても全容が判明次第、公表を行います。

《問い合わせ先》

地方公務員共済組合連合会

年金業務部情報システム課 柳澤、佐藤（清）

電話番号 03-3470-9723

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日除く）

9時～17時15分